

3/27 朝日

旧統一教会に過料

地裁 質問権巡り

解散命令への影響は、同法が解散命令の要件とする「法令違反」に民法の不法行為も含まれるとの初判断を示した。質問権をめぐる過料決定は初めてで、教団関係者はあると高裁に臨時抗告するつもり。

宗教法人法は「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」などがある。

宗教法人法は「刑法など」を指し、民法は含まれない」とし、質問権の行使自体が違法と反論してきた。

教団側は「刑法など」を指すための活動だったと指摘した。されど、「被害者全員が訴訟を提起するとは思えが

なかいわゆる「推認されると」とも述べ、文部省が報告を求めた時点で、解散命令の要件にあたる行為をした「疑い」が認められたと認定。正當な理由なく回答・提出しなかった財務資料や献金に関する情報などがつたとし、過料の上限である10万円を科した。

世界平和統一家庭連合に回答しない項目が多数（旧統一教会）をめぐり、あったとして、文部科学省が行政罰の「過料」を課すに10万円の過料を科す決まりを出した。▼32面=